

第 39 号

み どり 水土里ネットだより

加古川西部土地改良区

加古川西部は設立50周年を迎えました



平成30年 3 月 27 日(火)午前 9 時 30 分から、兵庫みらい農業協同組合 J A 会館大ホールにおいて、「加古川西部土地改良区設立50周年記念式典」が総勢141名の参加を得て、開催されました。西村理事長の式辞の後、近畿農政局農村振興部青山卓二部長、兵庫県農政環境部農林水産局寺尾俊弘局長、兵庫県議会を代表して大豊康臣議員より祝辞を頂き、糍屋ダム管理所の協力のもと制作した「設立50周年記念スライド」を上映。

その後、兵庫教育大学 南楚教授を講師に招き、加古川西部土地改良事業に携わられた方々から行った「聞き書き」について講演会を開催。

CONTENTS

理事長あいさつ～設立50周年を向かえて～ ……2	平成30年度事業計画 ……10
式典記念講演の概要 ……3～4	平成30年度収支予算 ……11
第51回通常総代会開催 ……5	加西市飯盛野土地改良区との合併予備契約調印 ……12
平成28年度収支決算 ……6	地籍調査に基づく農地転用決済金の取扱 ……13～14
平成29年度事業経過報告 ……7～8	お願いとお知らせ ……15
平成29年度役員活動報告 ……9	改良区への届出・草刈機の貸出 ……16

理事長あいさつ



理事長 西村 和平

土地改良区設立50周年を迎えて

加古川中流域に広がる本地域は、瀬戸内式気候のため年間降水量も少なく、潜在的な水不足に悩まされていた地域で、水源も加古川支流の流域面積の小さな小河川と多数のため池に依存した地域でございました。

昭和42年に始まった国営加古川西部土地改良事業は、このような不安定な水利状況にあった加西市他4市1町にまたがる約3,800haの農地に対して、農業用水を安定的に供給することを目的として23年の歳月と397億円の事業費を投じ、水源施設として仕出原川上流に糍屋ダムを建設しました。そして、幹線・支線水路等の用水施設を整備し、経営規模拡大による農業経営の安定を図るため、60haの農地造成を行ったところでございます。

本事業の実施期間中には、農業をとりまく社会情勢が目まぐるしく変化し、2度にわたるオイルショックなど様々な問題に直面いたしました。が、兵庫県御当局をはじめ事業関係機関各位のご尽力、ご協力を得まして平成3年には一連の基幹施設が無事に完成することができました。

今日の加古川西部地区の農業発展は、先祖伝来の土地等を本事業のために提供して頂いた水源地域の皆様方のおかげであり、当時の糍屋ダム建設に伴い、移転を余儀なくされた44戸の皆様をはじめ、水源地区関係者の皆様には、改めて感謝申し上げる次第でございます。

数多くの人々の願いや思いをもって、建設された糍屋ダムは、下流受益者の念願でもあった用水不足を解消し、その後関連する附帯施設が整備されたことにより、急速に進む圃場整備事業の進捗と相俟って、生産性の高い農業への基盤が確立されることとなりました。

一方で、昭和43年の調査設計に始まり、度重なる苦難を乗り越え、ようやく完成を迎えたこの国営事業の巨額に膨れ上がった建設事業費償還額のこともあり、当時の事務に携わっていた担当者の方々は、いかにして組合員の皆様の同意を得るのかについて日々議論を重ねられ、英知を結集されました。

その結果、負担金軽減方策として、事業費負担金徴収ルートを土地改良区から市町に変更することにより、5%の地方財政措置を受け、10%分を組合員負担軽減に充てることができました。また、25年の計画償還制度により、市町から国への事業費償還を元利均等から元金均等に変更し、償還総額の軽減も図られました。様々な負担金軽減策を講じ、組合員負担の軽減を図ることができたのも、ひとえに当時受益者負担金の軽減にご尽力された土地改良区の歴代理事長をはじめ、関係各位の賜物であると心より感謝しております。

現在、当土地改良区は、北播地域を中心に農業用水の供給などを担う「加古川西部土地改良区」と加西市内を流れる一級河川万願寺川で疏水事業を進めてこられた「加西市飯盛野土地改良区」が重畳しており、この度、平成31年度内の合併を目指し、総代会の承認を得たところです。

この合併は、115年の長きにわたり、永く地域農業の発展に貢献されてきた「飯盛野」を吸収合併し、組織の体制強化並びに効率化を図ることが目標であります。

飯盛野は明治36年、「飯盛野普通水利組合」として設立され、万願寺川からの取水により疏水事業を進められ、昭和25年に現在の「加西市飯盛野土地改良区」という名称に変更されました。一方、「加古川西部」は昭和43年、国の事業の一環として飯盛野を包含する形でスタートしております。以降、2つの土地改良区が並行してかんがい排水事業を進めてきましたが、互いの受益地や組合員が重複するため、合理的かつ効率的な運営を目指し、平成29年10月に合併推進協議会を設置して協議を重ね、来る5月合併予備契約書の調印を行う運びとなりました。

さて、3月27日に開催された設立50周年記念式典において兵庫教育大学南塾教授の記念講演を拝聴し、大

変感銘を受けました。特にエコミュージアム構想については、是非とも加古川西部地区内でも取り組みたいと思います。先に述べました、加西市飯盛野土地改良区が管理する『飯盛野疏水』は、大変社会的・歴史的価値の高い施設であり、後世に引き継いでいくことはもちろん、地域用水のさらなる活用を図るためエコミュージアム構想の中心とし、2年以内の実現を目指し、関係機関との調整を進めてまいります。

これからの農業は6次産業化等への取り組みにより、意欲ある農家の創意工夫を促すことで、産業としての農業の発展を図り、雇用や所得の増大など地域の活性化にも貢献するとともに、消費者が将来にわたって安全な食の恩恵を享受し、緑豊かな環境の中で暮らすことができる姿を目指していくことが重要と考えております。我が国の農業の持続的な発展のためには、まず何よりも、農業経営の基盤である農地と人が共に確保されていることが前提であります。農地が担い手に面的にまとまるなど効率的に組み合わせられることで、望ましい農業構造が確立されるのではないのでしょうか。

加古川西部土地改良区は、そうした農業構造の確立に不可欠な用水を十分に確保し、農家が安定した農業経営の一端を担えるよう努力して参ります。

50周年の節目を迎え、現在の農業情勢は非常に厳しく先行き不透明なところもありますが、国・県・市町、そして組合員の皆様のご理解とご協力を賜り、一丸となってこれからの農業を、そして加古川西部地区の農業を守って行く所存であります。

設立50周年記念式典 記念講演

講演テーマ「加古川西部土地改良事業と聞き書き ～地域と次世代に繋げる～」

講師：兵庫教育大学 教授 南 埜 猛氏



1. 加古川西部土地改良事業の概要
 2. 「聞き書き」とは
 3. 「聞き書き」から得られた知見
 4. 地域と次世代に繋げる
- 持続可能な社会の実現に向けた—

【講演内容詳細】

加古川西部土地改良区が設立50周年を迎えられましたことを心よりお慶び申し上げます。記念式典で講演の機会をいただきましたことを、大変、光栄に存じます。講演では、「加古川西部土地改良事業と聞き書き—地域と次世代に繋げる—」と題してお話しさせていただきました。

「聞き書き」とは、「語り手」の思いを「聞き手」が伝える文芸作品です。記念誌に掲載された西田さん、井上さん、稲坂さんたち受益者の方々の「聞き書き」を読むと、いかにこの地域では、水に苦勞してきたのかがわかります。また加古川西部土地改良事業の完成までにはさまざまな困難がありました。二位さんと青野さん県職員の方々の「聞き書き」では、それら困難にいかに対応し、解決に取り組んできたのかが生々しく語られています。実際の交渉過程では、さまざまなやり取りがあったようで、青野さんの「聞き書き」には「あんちきしょー」といった言葉が刻まれています。これらの言葉は、いかに真摯に取り組まれていたかの表れだと思います。「聞き書き」は報告書や研究論文ではありません。「聞き書き」で大切なのは、それら言葉（文字）一つ一つではなく、「語り手」の思いやそれを伝えようとする「聞き手」の思いであり、またそこから伝わってくる雰囲気であります。読まれる時は、それら思いや雰囲気を感じ取っていただきたいとします。藤原さんの

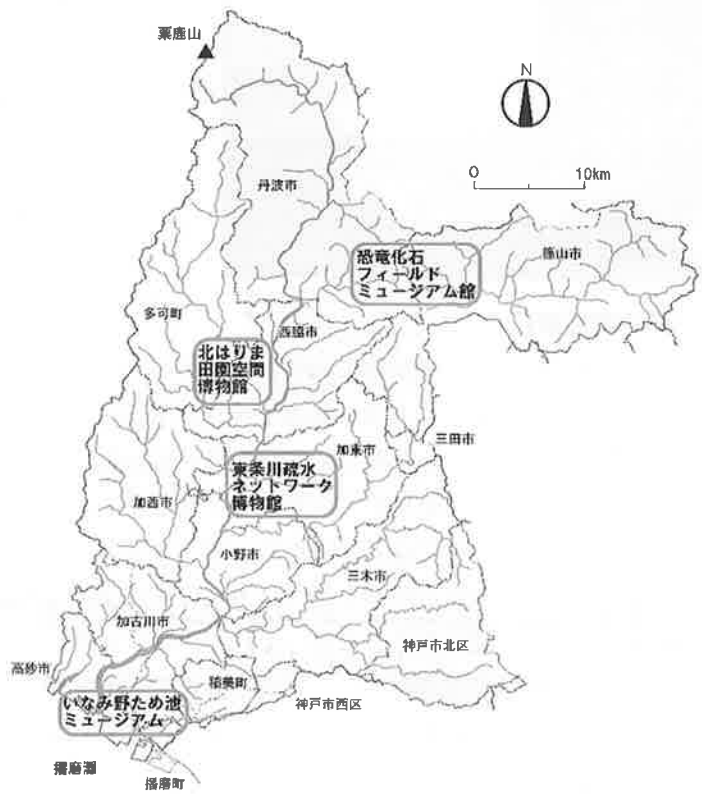
「聞き書き」には、ダムで立ち退きをされた方の思いが記されています。糍屋新田はかなり厳しいところだったようです。しかし、なんだかんだ言っても、やはりふるさとであり、最後に語られているように、住むのにはいいところでありました。そのような故郷を離れた多くの方の犠牲や苦労の上で、今日の安定的な用水供給がなされていることを忘れてはならないと思います。

記念誌の表紙には大きく「繋げる」のタイトルがあります。この種の冊子のタイトルで「つなぐ」というのはよく見かけるのですが、「繋げる」というのは見たことがありません。「繋げる」というのは自らが「つなぐ」という意志や「つなぐ」という行動をとっていこうという意志を強く表していると思います。

私は、兵庫教育大学で教育にかかわって仕事をしています。最近の教育界において、もっとも重要なキーワードはESD (Education for Sustainable Development ; 持続可能な開発のための教育) です。次の学習指導要領にも、学校には一人一人の児童が「持続可能な社会の創り手」となることができるようにすることが求められています。この持続可能な社会といった場合の社会というのは、どのような空間単位で考えればよいでしょうか。加西市という空間単位でしょうか、兵庫県、あるいは日本ででしょうか。私は、水に注目したと思います。

水は生命の源であり、経済や社会活動において不可欠の資源でもあります。そして石油などとは異なり、循環し繰り返し利用される資源であります。循環する水のネットワークが多様な生物を生み、地域の人と暮らしを守り、文化が培ってきました。その水循環の基本単位が流域です。流域を一にする住民は運命共同体としてみなすこともできます。加古川は標高 962mの粟鹿山を発し、播州平野を南下して、加古川市・高砂市で瀬戸内海播磨灘へと注ぎます。加古川の幹線流路延長は96km、流域面積1,876k m²、関係市町は11市3町、約141万人の人々が住んでいます。

この加古川流域の一つの特色として、エコミュージアムの存在があります。エコミュージアムは、「地域全体が博物館」という思想に基づく地域づくり活動です。屋根のない博物館とも言われ、自然景観のほか、地域の産業や住民の生活などあらゆる地域資源を展示物とするものであります。加古川流域内には、糍屋ダムもサテライトに登録されている「北はりま田園空間博物館」などが、すでに次々とオープンしています。加古川西部土地改良区でも、21世紀土地改良区創造運動が展開されています。これらの取り組みは、エコミュージアムの理念と合致するものであります。先行する兵庫県東播土地改良区がかかわっている「東条川疏水ネットワーク博物館」や東播用水土改良区がかかわっている「いなみ野ため池ミュージアム」ならびに「TT (淡山疏水・東播用水) 博物館」の取り組みと繋げて、あらたなエコミュージアムの設立を提案させていただきたいと思います。そして糍屋ダムを中心とする農業水利施設を次世代につなぎ、水源地域を含め、加古川西部土地改良区の地域の発展ならびに加古川流域全体の持続的な社会が構築されることを期待し、記念の講演とさせていただきます。



第51回通常総代会開催

平成30年度事業計画及び各会計予算など全議案可決決定

平成30年3月27日(火)午後1時より、JA兵庫みらいJA会館大ホールにおいて、総代102名中 78名の出席を得て第51回通常総代会が開催されました。西村理事長開会挨拶の後、議長に第1選挙区加西市西横田町の山本敬三総代を選出して議事に入りました。上程された12議案について慎重に審議がなされ、全て原案のとおり可決されました。

なお、この度役員（理事）補欠選挙が執行され、次の方が当選されました。



【理事】 第7被選挙区 吉田 一 四 氏

提出議案

- 第 1 号議案 平成28年度事業報告並びに一般会計・特別会計（農地転用決済金・維持管理費等調整積立金・職員退職給与金積立金・太陽光発電事業・太陽光発電事業積立金）収支決算及び財産目録の承認について
- 報告第 1 号 平成29年度事業経過報告について
- 第 2 号議案 平成29年度一般会計、特別会計（農地転用決済金・維持管理費等調整積立金・職員退職給与金積立金・太陽光発電事業）収支補正予算の専決処分の承認について
- 第 3 号議案 平成29年度基盤整備促進事業費の繰越明許について
- 第 4 号議案 土地改良区規約の一部改正について
- 第 5 号議案 平成30年度事業計画について
- 第 6 号議案 平成30年度一般会計、特別会計（農地転用決済金・維持管理費等調整積立金・職員退職給与金積立金・太陽光発電事業・太陽光発電事業積立金）収支予算について
- 第 7 号議案 平成30年度維持管理費の賦課金徴収について
- 第 8 号議案 平成30年度一般会計への一時借入金について
- 第 9 号議案 平成30年度総代及び役員の実費弁償費並びに役員報酬について
- 第10号議案 平成30年度歳計現金の預金先について
- 第11号議案 加西市飯盛野・加古川西部土地改良区統合整備計画概要書（案）及び合併予備契約（案）について
- 第12号議案 役員（理事）補欠選挙について

糺屋ダム管理所 所長 港 浩 隆 就任あいさつ



若葉の萌え立つ季節となりました。水土里ネット加古川西部の組合員の皆様方には、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

この度、異動により近畿農政局土地改良技術事務所から赴任して参りました港でございます。どうぞよろしくお願い致します。

加古川西部地区で仕事をさせて頂くのは、初めてのことでございますが、ダムをはじめ頭首工及び分水工まで適切な管理を行っていきたくと考えております。経験不足のところもございますが頑張っていきますので、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い致します。

最後になりましたが、水土里ネット加古川西部の益々のご発展と組合員の皆様方のご活躍を心から祈念申し上げご挨拶と致します。

4月1日より事務局長が交代しました

平成30年3月31日付けで高倉慧喜事務局長（加西市上下水道課課長へ異動）が退任され、4月1日より深田秀一氏が新事務局長に就任しました。

平成28年度収支決算

一般会計

収入		(単位：円)	
科目	決算	予算	
土地改良事業収入	88,518,371	89,431,000	
補助金・交付金収入	9,994,059	9,996,000	
受託金	0	1,000	
繰入金	6,173,950	6,176,000	
基本財産運用収入	22,311	32,000	
雑収入	2,289,937	3,640,000	
繰越金	33,067,138	33,067,000	
合計	140,065,766	142,343,000	

支出		(単位：円)	
科目	決算	予算	
一般管理費	32,619,251	35,056,000	
土地改良事業費	42,372,348	44,629,000	
負担金等	5,698,703	5,708,000	
借入金返済支出	0	10,000	
繰出金	24,605,151	26,434,000	
過年度支出	221,600	222,000	
予備費	0	30,284,000	
合計	105,517,053	142,343,000	

農地転用決済金特別会計

収入		(単位：円)	
科目	決算	予算	
土地改良事業収入	5,529,638	5,824,000	
特定資産運用収入	452,528	446,000	
繰越金	117,020,307	117,020,000	
合計	123,002,473	123,290,000	

支出		(単位：円)	
科目	決算	予算	
決済金還付金	0	1,000	
繰出金	4,141,950	4,144,000	
予備費	0	119,145,000	
合計	4,141,950	123,290,000	

維持管理費等調整積立金特別会計

収入		(単位：円)	
科目	決算	予算	
繰入金	28,225,044	28,226,000	
特定資産運用収入	3,613,303	3,639,000	
繰越金	903,325,795	903,325,000	
合計	935,164,142	935,190,000	

支出		(単位：円)	
科目	決算	予算	
繰出金	0	1,000	
予備費	0	935,189,000	
合計	0	935,190,000	

職員退職給与金積立金特別会計

収入		(単位：円)	
科目	決算	予算	
繰入金	80,107	1,908,000	
特定資産運用収入	82,454	86,000	
繰越金	20,609,960	20,609,000	
合計	20,772,521	22,603,000	

支出		(単位：円)	
科目	決算	予算	
職員退職給与金	0	22,603,000	
合計	0	22,603,000	

太陽光発電事業特別会計

収入		(単位：円)	
科目	決算	予算	
附帯事業収入	12,071,421	12,368,000	
特定資産運用収入	1,119	1,000	
繰入金	0	1,000	
雑収入	0	1,000	
繰越金	2,032,633	2,032,000	
合計	14,105,173	14,403,000	

支出		(単位：円)	
科目	決算	予算	
一般管理費	222,874	328,000	
発電管理費	374,274	390,000	
総務費	0	1,000	
償還金	3,700,000	3,700,000	
繰出金	5,981,811	5,982,000	
予備費	0	4,002,000	
合計	10,278,959	14,403,000	

太陽光発電事業積立金特別会計

収入		(単位：円)	
科目	決算	予算	
繰入金	3,949,811	3,950,000	
特定資産運用収入	9,752	11,000	
繰越金	2,438,000	2,438,000	
合計	6,397,563	6,399,000	

支出		(単位：円)	
科目	決算	予算	
繰出金	0	1,000	
予備費	0	6,398,000	
合計	0	6,399,000	

平成29年度事業経過報告

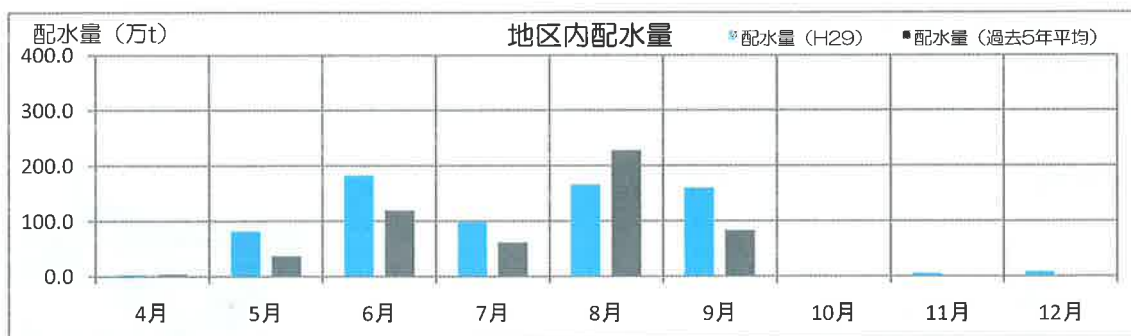
配水管理事業について

今年、かんがい期前に行う幹支線及び空気弁等の附帯施設の点検作業を含む充水作業を4月17日より開始し、無事にかんがい期を迎える事ができました。

4月、5月の降雨により5月20日のかんがい期開始時点の貯水量は941万t(70.7%)まで回復しましたが、地区内は降雨に恵まれず、代かき用水のために河川・天水・ため池掛りともに配水を行いました。6月に入り梅雨時期の降雨に期待していましたが、梅雨入りは6月20日頃と平年よりも約2週間遅く、降雨のあった日が7日間しかなかったため配水量は増加しました。また、6月末のダム貯水量は渇水対策の基準である740万tを下回る729万tとなったため、7月5日に臨時で配水調整委員会を開催することとしました。ところが、台風3号接近に伴う雨で7月5日の貯水量が838万tまで回復したため、配水制限を実施するには至りませんでした。

今年の梅雨明けは7月13日頃で平年より1週間早く、梅雨明けから月末の降雨量は12mmと少雨であったため、天水地区を主に配水要請が増加しましたが、糞屋ダム周辺の降雨量が平年よりも多くダム貯水量は増加しました。7月に続き8月も雨が非常に少なく、8月11日から9月11日までの1ヶ月の降雨量が22mmと非常に少ない中で、中干後の配水要請が増加しましたが、7月と同様に糞屋ダム周辺の降雨に助けられ、平年と比べ配水量は166万t(平年227万t)にとどまりました。また、9月17日に台風18号が近畿地方に上陸するまでは8月同様に配水を行い、月間配水量は159万t(平年82万t)になりました。

4月から9月までの降雨量は609mm(平年871mm)と平年に比べ非常に少なく、かんがい期間を通じてため池からの要請は多くありましたが、今年度のかんがい期配水量は、679万t、4月から9月までの総配水量は693万tで、計画の1,397万tに対して49.6%の配水量となり昨年並みの配水量でかんがい期を終了しました。



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
配水量 (万 t) (H29)	3.0	82.0	183.3	98.3	166.5	160.0	1.9	5.1	7.6	707.7
配水量 (万 t) (過去5年平均)	4.0	36.9	118.9	61.0	227.7	82.7	1.5	0.4	0.4	533.5

造成施設の整備工事等について

- (1) 国営応急対策事業劣化原因究明調査
 - 工 期：平成29年10月 1日～平成29年11月28日
 - 事業費：国費100%
 - 事業内容：西I号幹線中縦サイホン・福居サイホン、西II号幹線水路北条サイホンの劣化原因究明調査
- (2) 基盤整備促進事業 附帯施設整備工事
 - ①工 期：平成29年 8月30日～平成30年 2月28日
 - 事業費：3,676,320円
 - 事業内容：流量計 2ヶ所及び空気弁 2ヶ所の交換
 - ②工 期：平成29年11月22日～平成30年 3月20日
 - 事業費：4,038,120円
 - 事業内容：流量計 3ヶ所の交換
 - ③工 期：平成30年1月30日～平成30年5月31日(繰越)
 - 事業費：1,700,000円(予定)
 - 事業内容：流量計 1ヶ所の新設



県営事業の採択申請について

- (1) 遠方監視装置（テレメーター）の増設及び中央監視装置、新データ処理装置を設置するため、平成29年8月2日付で県営かんがい排水事業（管理省力化施設整備事業）の採択申請を行いました。
- (2) 経年劣化により老朽化した県営造成施設等を修繕するため、平成30年1月16日付で基幹水利施設ストックマネジメント事業の採択申請を行いました。

役員視察研修

- (1) 南紀用土地改良区、(株)農業総合研究所（和歌山県）
視察日：平成29年5月10日(水)、11日(木)
視察内容：土地改良区の視察研修（南紀用土地改良区）、
農業生産作物の販売ルートの構築、事業モデルの仕組
（(株)農業総合研究所）導入による生産費のコスト削減
- (2) 立梅用土地改良区（三重県）
視察日：平成29年11月14日(火)
視察内容：土地改良区の視察研修（広域活動組織の仕組み等）



視察研修受入

- (1) 第8回和歌山県土地改良区連絡協議会の視察研修
視察日：平成29年10月5日(木)
視察内容：①加古川西部地区の概要および経緯 ②加古川水系広域農業水利施設総合管理事業 ③加古川西部地区 主要施設の概要 ④平成28年度維持管理費 ⑤太陽光発電事業⑥賦課金滞納への対応
来所団体：和歌山県土地改良事業団体連合会
和歌山県、各改良区
- (2) 北淡路土地改良区視察研修
視察日：平成29年12月19日(火)
視察内容：土地改良区の概要、滞納処分について
来所団体：北淡路土地改良区



農業水利施設の啓発活動について

平成29年6月8日（下里小36人）、10月6日（富合小29人）、10月17日（宇仁9人・日吉小20人）、10月18日（富田小28人）、10月19日（泉小26人）、10月26日（西在田小18人）、11月2日（九会小55人）の7日間、小学校4年生と先生を含めた総勢221名を対象に、県補助事業を利用して貸切バスを提供し、糞屋ダムをはじめとする農業関連施設（飯盛野疏水・東条川疏水・奉天池）並びに糞屋ダム堤体下広場の太陽光発電施設において、農業用水の大切さと先人達の苦労を学習し、併せて再生可能エネルギー普及について啓発を行いました。

太陽光発電事業実績報告

太陽光発電施設は順調に発電しており、本年度の発電状況は、平成30年3月末現在で推計発電量316,653kwhに対し366,071kwhで116%の発電効率を得ています。

年間を通しての売電実績は計画値を上回る見込みです。

堤体草刈機等省力化機械の貸出状況について

平成27年度に北播磨のため池安全安心プロジェクト草刈等省力化推進事業により導入した大型草刈機の貸出状況は、3月末現在でCG101（刈巾80cm）12回、CG81（刈巾65cm）3回、HR662（刈巾65cm）2回、AZ851（斜面刈）15回で機械の総稼働時間は計104hとなっています。

平成29年度役員活動報告

常任理事会

- ① 平成29年7月20日
 - * 地籍調査公簿面積変更に係る賦課対象面積修正取扱規程の一部改正について
 - * 地籍調査公簿面積変更に係る意見書の発行について (若井I地区)
 - * 職員の給与に関する規程の一部改正について
 - * 処務規程の一部改正について
 - * 平成28年度事業報告並びに一般会計・特別会計収支決算書及び財産目録について
 - * 平成29年度一般会計・特別会計収支補正予算(案)について
 - * 新規受益地の編入について
 - * 加西市飯盛野土地改良区との合併推進協議会委員の選考について
 - * 土地改良区設立50周年記念式典の開催及び記念誌編集委員の選考について
- ② 平成30年2月8日
 - * 個人情報保護に関する規程の一部改正について
 - * 規約の一部改正について
 - * 職員の給与に関する規程の一部改正について
 - * 平成29年度事業経過報告について
 - * 組合員からの申出に伴う還付金について
 - * 平成29年度一般会計・特別会計収支補正予算(案)について
 - * 平成29年度基盤整備促進事業費の繰越明許について
 - * 平成30年度事業計画について
 - * 平成30年度一般会計・特別会計収支予算(案)について
 - * 平成30年度維持管理費の賦課金徴収について
 - * 平成30年度一般会計への一時借入金について
 - * 平成30年度総代及び役員の実費弁償費並びに役員報酬について
 - * 平成30年度歳計現金の預金先について
 - * 役員(理事)の補欠選挙(第7被選挙区)について
 - * 役員補欠選挙に伴う選挙管理者及び投票管理者の指名について
 - * 加西市飯盛野・加古川西部土地改良区統合整備計画概要書(案)及び合併予備契約について
 - * 土地改良区設立50周年記念式典及び第51回通常総代会の開催について
 - * 第51回通常総代会提出議案(案)について

賦課金等調整委員会

- ① 平成29年12月7日
 - * 平成25~26年度維持管理費滞納者に係る法手続き着手について
 - * 地籍調査公簿面積に係る賦課対象面積修正取扱規程について

施設管理・配水調整委員会

- ① 平成29年7月5日
 - * 配水制限の実施について
 - * 分水責任者への節水依頼について
- ② 平成30年1月18日
 - * 平成30年度農業水利施設保全合理化事業について
 - * 平成30年度基幹水利施設ストックマネジメント事業について
 - * 基盤整備促進事業(国事業名:農業基盤整備促進事業)の新規事業移行と実施内容について
 - * 平成30年度土地改良施設維持管理適正化事業について
 - * 平成30年度配水計画について

50周年記念誌編集委員会

- ① 平成29年8月30日
 - * 記念式典(記念公演)
 - * 記念誌(構成案)
- ② 平成29年9月27日
 - * 記念式典(記念公演・記念品)
 - * 記念誌(構成案)
- ③ 平成29年10月25日
 - * 記念式典(スケジュール・記念品)
 - * 記念誌(構成案・聞き書き・理事長あいさつ・総代・役員名簿)

理事会

- ① 平成29年8月2日
 - * 地籍調査公簿面積変更に係る意見書の発行について(若井I地区)
 - * 職員の給与に関する規程の一部改正について
 - * 処務規程の一部改正について
 - * 平成28年度事業報告並びに一般会計・特別会計収支決算書及び財産目録について
 - * 平成29年度一般会計・特別会計収支補正予算(案)について
 - * 新規受益地の編入について
 - * 加西市飯盛野土地改良区との合併推進協議会委員の選考について
 - * 土地改良区設立50周年記念式典の開催及び記念誌編集委員の選考について
- ② 平成29年12月18日
 - * 地籍調査公簿面積変更に係る意見書の発行について(西横田町の一部)
 - * 農業委員会選任委員選出規程(内規)の一部改正について
 - * 農業委員会委員への推薦者の選出について
 - * 理事の辞任について
- ③ 平成30年3月1日
 - * 個人情報保護に関する規程の一部改正について
 - * 規約の一部改正について
 - * 職員の給与に関する規程の一部改正について
 - * 平成29年度事業経過報告について
 - * 組合員からの申出に伴う還付金について
 - * 平成29年度一般会計・特別会計収支補正予算(案)について
 - * 平成29年度基盤整備促進事業費の繰越明許について
 - * 平成30年度事業計画について
 - * 平成30年度一般会計・特別会計収支予算(案)について
 - * 平成30年度維持管理費の賦課金徴収について
 - * 平成30年度一般会計への一時借入金について
 - * 平成30年度総代及び役員の実費弁償費並びに役員報酬について
 - * 平成30年度歳計現金の預金先について
 - * 役員(理事)の補欠選挙(第7被選挙区)について
 - * 役員補欠選挙に伴う選挙管理者及び投票管理者の指名について
 - * 加西市飯盛野・加古川西部土地改良区統合整備計画概要書(案)及び合併予備契約について
 - * 土地改良区設立50周年記念式典及び第51回通常総代会の開催について
 - * 第51回通常総代会提出議案(案)について

監事会

- ① 平成29年7月27日
 - * 平成28年度事業報告並びに一般会計・特別会計収支決算及び財産目録について
 - * 平成29年度一般会計・特別会計収支補正予算について
 - * 平成28年度一般会計収支決算監査について
 - * 平成28年度特別会計収支決算監査について
 - * 平成29年度上半期会計経理状況監査について
- ② 平成30年2月15日
 - * 平成29年度一般会計・特別会計収支補正予算(案)について
 - * 平成30年度監査計画について
 - * 平成29年度下半期会計経理処理状況監査
 - * 平成29年度業務処理状況監査
- ④ 平成29年11月29日
 - * 記念式典(スケジュール・出席者・会場設営・リーフレット)
 - * 記念誌(修正)
- ⑤ 平成29年12月27日
 - * 記念誌(修正)
 - * 記念式典(スケジュール)
- ⑥ 平成30年1月31日
 - * 記念誌(最終校正)
 - * 記念式典(スケジュール・リーフレット・進行・席次)
- ⑦ 平成30年2月28日
 - * 記念式典(リーフレット・進行・席次・役割分担・予算)

平成30年度事業計画

配水管理事業について

- (1) 基本計画
ため池の貯水量、河川の流量を勘案し営農状態に合わせ適正且つ公平な配水管理に努めます。
- (2) 実施計画
 - ①年間配水量は、1,397万トンを計画します。
 - ②かんがい期間は、5月20日から9月30日まで、非かんがい期間は、10月1日から5月19日までとします。
ただし、ため池改修等により貯水できないため池及び農地造成地区等には配水を行います。

造成施設の整備について

- (1) 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業（ストックマネジメント指導対策）
国営造成施設（県営資格路線）の管路及び附帯施設の施設機能診断調査を行います。
- (2) 基盤整備促進事業（団体営2期 H30～H32）
経年劣化により老朽化した団体営造成施設等の修繕工事を行います。
- (3) 県営かんがい排水事業（管理省力化施設整備事業）
遠方監視装置（テレメーター）の増設及び中央監視装置、新データ処理装置の設置工事を行います。
- (4) 基幹水利施設ストックマネジメント事業
経年劣化により老朽化した県営造成施設等の修繕工事を行います。

維持管理費の見直し等について

「加古川水系広域農業水利施設総合管理事業負担金並びに地区内維持管理費の賦課基準に関する規程」第5条により、賦課基準改訂の検討を行います。また、転用決済金についても算出方法の見直しを行います。

賦課金の未納徴収について

賦課金の滞納者について、訪問徴収を行い徴収率の向上に努めます。平成25年度賦課金滞納分が平成31年2月に時効をむかえるため、平成25、26年度賦課金未納者に対し、法手続きを執行します。

21世紀土地改良区創造運動の実施について

農業農村の多面的機能をさらに発揮するため、ため池や用排水路等の土地改良施設の機能保全及び自然環境に配慮した啓発活動の一環として、ため池オアシス運動を実施します。

実施ため池：小畑池（加西市下宮木町）

農業水利施設の啓発活動について

地域の小学生を対象に、糶屋ダムをはじめとする農業関連施設を学習することにより、農業用水の大切さと先人達の苦勞を体感し、あわせてこれらの施設を次世代に引き継いでいく活動を行います。

実施予定学校：富田小学校、下里小学校、九会小学校、富合小学校、泉小学校、日吉小学校、
宇仁小学校、西在田小学校

関係機関への要望活動について

国営農業水利改良事業促進近畿協議会・全国大規模農業水利事業協議会・全国土地改良施設管理事業推進協議会と連携し、経年劣化による老朽化した施設の維持保全・事業制度の緩和、土地改良区の運営基盤の強化及び施設管理に係る支援並びに農事用電力料金の軽減について要望活動を行います。

平成30年度収支予算

一般会計

収入 (単位：千円)

科目	本年度予算	前年度予算
土地改良事業収入	90,459	89,383
補助金・交付金収入	15,443	5,651
受託金	1	1
繰入金	8,502	8,246
基本財産運用収入	39	20
雑収入	978	978
繰越金	35,097	30,284
合計	150,519	134,563

支出 (単位：千円)

科目	本年度予算	前年度予算
一般管理費	30,908	32,286
土地改良事業費	61,628	40,603
負担金等	8,629	6,649
借入金返済支出	10	10
繰出金	26,543	25,587
過年度支出	1	1
予備費	22,800	29,427
合計	150,519	134,563

農地転用決済金特別会計

収入 (単位：千円)

科目	本年度予算	前年度予算
土地改良事業収入	5,000	4,500
特定資産運用収入	481	460
繰越金	119,573	119,145
合計	125,054	124,105

支出 (単位：千円)

科目	本年度予算	前年度予算
決済金還付金	1	1
繰出金	4,365	4,244
予備費	120,688	119,860
合計	125,054	124,105

維持管理費等調整積立金特別会計

収入 (単位：千円)

科目	本年度予算	前年度予算
繰入金	28,175	28,107
特定資産運用収入	3,868	3,740
繰越金	967,680	935,189
合計	999,723	967,036

支出 (単位：千円)

科目	本年度予算	前年度予算
繰出金	1	1
予備費	999,722	967,035
合計	999,723	967,036

職員退職給与金積立金特別会計

収入 (単位：千円)

科目	本年度予算	前年度予算
繰入金	2,068	1,180
特定資産運用収入	88	83
繰越金	22,035	22,603
合計	24,191	23,866

支出 (単位：千円)

科目	本年度予算	前年度予算
職員退職給与金	24,191	23,866
合計	24,191	23,866

太陽光発電事業特別会計

収入 (単位：千円)

科目	本年度予算	前年度予算
附帯事業収入	10,368	10,368
特定資産運用収入	1	1
繰入金	1	1
雑収入	1	1
繰越金	4,137	4,002
合計	14,508	14,373

支出 (単位：千円)

科目	本年度予算	前年度予算
一般管理費	354	345
発電管理費	390	390
総務費	332	1
償還金	3,700	3,700
繰出金	7,789	7,654
予備費	1,943	2,283
合計	14,508	14,373

太陽光発電事業積立金特別会計

収入 (単位：千円)

科目	本年度予算	前年度予算
繰入金	3,652	3,652
特定資産運用収入	40	24
繰越金	10,073	6,398
合計	13,765	10,074

支出 (単位：千円)

科目	本年度予算	前年度予算
繰出金	1	1
予備費	13,764	10,073
合計	13,765	10,074

加西市飯盛野土地改良区との合併予備契約の調印

「加古川西部」と「加西市飯盛野」2土地改良区が合併

北播地区を中心に農業用水の供給などを担う「加古川西部土地改良区」と加西市内を流れる一級河川万願寺川で疏水事業を進めてきた「加西市飯盛野土地改良区」が平成31年度内の合併を目指し協議を行っている。

飯盛野は明治36年（1903年）、「飯盛野普通水利組合」として設立。万願寺川からの取水により疏水事業を進められ、昭和25年（1950年）に現在の「加西市飯盛野土地改良区」という名称に変更した。一方、「加古川西部」は昭和43年（1968年）、国の事業の一環として飯盛野を包含する地域でスタートした。以降、2つの土地改良区が並行してかんがい排水事業を進めてきたが、互いの土地や組合員が重複するため、合理的かつ効率的な運営を目指し、昨年（10月）に合併推進協議会を設置した。

今年3月の総代会の承認を得て、来る5月24日合併予備契約の調印式。平成31年5月、県知事に合併認可申請を行い、平成31年10月の合併を目指している。

(1) 両土地改良区の概要

加古川西部土地改良区は、国営加古川西部土地改良事業の実施に伴い、従来から存在していた加西市飯盛野土地改良区の区域を包含して設立された。

加古川西部土地改良区

受益面積 3,651ha（H29.11.1現在）
（加西市・小野市・加東市・西脇市・多可町・姫路市）
組合員数 7,689人（H29.11.1現在）
設立 昭和43年4月
管理施設 用水路178km、揚水機場 他

加西市飯盛野土地改良区

受益面積 258ha（県下有数の歴史ある改良区）
組合員数 419人
設立 昭和25年8月
（前身の水利組合は明治36年設立、県内初の改良区）
管理施設 下河原井堰、用水路6.8km 他

(2) 合併の概要

- ①合併の方法 加古川西部土地改良区が加西市飯盛野土地改良区を吸収合併
- ②合併の時期 平成31年10月（予定）
- ③合併までの予定 H31.3 合併議決（両土地改良区総代会）
H31.5 合併認可申請（県知事）
- ④合併の効果 二重賦課の解消と事務経費の節減
管理の効率化と土地改事業の円滑な推進
歴史的価値のあるかんがい施設の保全活用 等

加西市飯盛野・加古川西部土地改良区合併推進協議会

- ① 平成29年10月27日
 - * 加西市飯盛野・加古川西部土地改良区合併推進協議会規約の制定
 - * 役員互選について
 - * 合併に係る課題とスケジュールについて
- ② 平成29年12月14日
 - * 第1回協議会概要について
 - * 統合整備計画概要書（案）及び合併予備契約（案）の一部修正について
 - * 合併に係る課題の進捗について
- ③ 平成30年2月22日
 - * 第2回協議会概要について
 - * 統合整備計画概要書（案）及び合併予備契約（案）の一部修正について
 - * 旧飯盛野疏水路に関する管理規程（案）について
 - * 合併に係る課題の進捗について



地籍調査に基づく農地転用決済金の取扱いについて

平成30年3月27日に開催された第51回通常総代会において、第1号議案：平成28年度一般会計並びに特別会計収支決算及び財産目録の承認について監事会より監査報告を受けた中で、『平成28年8月2日より施行している「地籍調査公簿面積変更に係る賦課対象面積修正取扱規程」に基づく処理は、一般転用と比較し、不公平が生じている。そして、「公衆用道路・用悪水路」の取扱い、「農地転用決済金の対象面積」の取扱いについて特別な取扱いをしている。』との指摘を受けました。

また、総代より『組合員にとって不公平が生じないようにしてもらいたい。』との意見を受けました。次の通り処理しており、不公平はありません。以下のとおり組合員の皆様にご説明いたします。

【地籍調査とは】

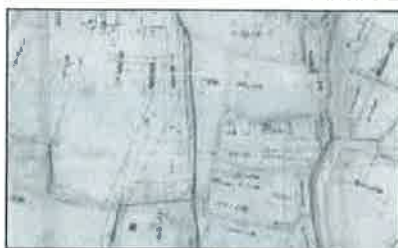
地籍調査とは、主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査です。「地籍」とは、いわば「土地に関する戸籍」のことです。各個人には固有の「戸籍」という情報があり、様々な行政場面で活用されているのと同様に、土地についても「地籍」の情報が行政の様々な場面で活用されています。

我が国では、土地に関する記録は登記所において管理されていますが、土地の位置や形状等を示す情報として登記所に備え付けられている地図や図面は、その半分ほどが明治時代の地租改正時に作られた地図（公図）などをもとにしたものです。そのため登記所に備え付けられている地図や図面は、境界や形状などが現実とは異なっている場合が多くあり、また、登記簿に記載された土地の面積も、正確ではない場合があるのが実態です。

地籍調査が行われることにより、その成果は登記所にも送られ、登記簿の記載が修正され、地図が更新されることになります。また、固定資産税算出の際の基礎情報となるなど、市町村における様々な行政事務の基礎資料として活用されます。

（国土交通省 地籍調査Webサイトより）

地籍調査前 公図（旧土地台帳附属地図）



地籍調査後 地籍図



【地籍調査公簿面積変更に係る賦課対象面積修正取扱規程（以下、「地籍処理規程」という。）】

加古川西部土地改良区では、地籍調査における地目変更に対応するため「地籍調査公簿面積変更に係る賦課対象面積修正取扱規程（平成28年8月2日施行）」を制定し運用しています。

（地籍調査に伴う農地転用決済金の取扱い基準） ※農地転用決済金に係る部分を抜粋

第3条 通常では、農地を転用する場合、土地改良区除外等処理規程に基づき処理することとしているが、行政機関が政策として推進する地籍調査事業に限り、土地所有者の利益を確保するため、次の取扱いとする。

- (1)地籍調査の分筆により新たに「公衆用道路」「用悪水路」となった土地は、もともと調査前から存在していた土地と認定し、関係土地から除外する。
- (2)地籍調査により受益面積が変更前の受益面積より増加する場合…農地転用決済金は必要なし。
- (3)地籍調査により受益面積が変更前の受益面積より減少するとき、変更前の関係土地面積の合計と変更後の合計を比較し、変更前合計面積 ≤ 変更後合計面積の場合…（変更前受益面積－変更後受益面積）分の農地転用決済金が必要。
- (4)地籍調査により受益面積が変更前の受益面積より減少するとき、変更前の関係土地面積の合計と変更後の合計を比較し、変更前合計面積 > 変更後合計面積の場合…（変更前受益面積－変更後受益面積）－（変更前合計面積－変更後合計面積）分の農地転用決済金が必要。

- (5)地籍調査により受益地が他の地目（例えば宅地）になるとき、変更前受益面積 ≤ 変更後面積の場合… 変更前受益面積の農地転用決済金が必要。
- (6)地籍調査により受益地が他の地目（例えば宅地）になるとき、変更前受益面積 > 変更後面積の場合… 変更後面積の農地転用決済金が必要。
- (7)地籍調査により受益地から新たに分筆された非農地がある場合… 無断転用として新たに分筆された非農地面積の農地転用決済金が必要。

○理事会の見解

地籍調査では、現況に合わせ登記地目と登記面積が変更されます。

土地改良区では、農地から農地以外の地目に変更される場合には「農地転用決済金」を徴収しています。地籍調査による農地以外の地目認定については市と協議し、無断転用と判断される土地である場合は転用決済金をいただきます。この様に地籍調査についても農地法に基づく一般転用の例と同様の手続きを行っています。ただし、地籍調査は複数の土地が合筆・分筆並びに地目変更等様々な事例が生じるため、地籍処理規程が必要です。

そこで、賦課金等調整委員会・理事会等で協議し決定し施行された地籍処理規程は、まず、土地改良区全体の利益を守ることを前提とし、受益者に配慮して作成したもので、一般転用の例を逸脱していないことは当然、何ら不公平な処理を規定したものではありません。

≪地籍処理規程の考え方≫

◎地籍処理規程では、「公衆用道路・用悪水路」並びに「農地転用決済金の対象面積」の取扱いを下記のように定めています。

★「公衆用道路・用悪水路」の取扱い

地籍調査により「公衆用道路・用悪水路」へ地目変更された土地は、従来から地域で共有使用されていた土地を分筆するものであって、地籍処理規程では転用決済金の対象から除外しています。

★「農地転用決済金の対象面積」の取扱い

地籍調査では、受益地の面積増減だけではなく、複数の土地に関する地目変更も生じます。そこで、地籍処理規程により「受益地の減少」に着目し、転用面積として決済金の対象としています。

●地籍処理規程の一般的な参考事例

10 田 1,000㎡	⇒	11 宅地 300㎡
10 田 700㎡		11 宅地 700㎡

宅地面積400㎡増加
農地面積300㎡減少

宅地面積は400㎡増加しているが、地籍処理規程では「受益地の減少」分を転用決済金の対象とする。

この例の場合、300㎡(1,000-700㎡)を転用決済金の対象とし、台帳面積を700㎡に更新する。

加西市〇〇町10	受益地有無
田 1,000㎡	●
加西市〇〇町11	
宅地 300㎡	×
計 1,300㎡	

加西市〇〇町10	受益地有無
田 700㎡	●
加西市〇〇町11	
宅地 700㎡	×
計 1,400㎡	

加西市〇〇町10	受益地有無
田 700㎡	●

加古川西部土地改良区では、今後も受益者の皆様に不公平が生じない運営に努めてまいりますのでご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

お願いとお知らせ

農地転用決済金

農地を宅地等へ転用される場合、農地転用の手続きが必要です。

◎一般の農地転用

宅地・駐車場等の農地以外の目的に転用される場合。

◎公共事業による転用

道路（国道・県道・市道・農道）、河川、宅地造成等への公共事業用地として買収又は寄付された農地についても、決済金が必要です。公共用地への転用については土地改良区に通知されない場合もありますのでご連絡ください。

平成30年度農地転用決済金 100,000円/10a

※転用される土地が受益地（ダム用水補給可能地区）であるか、ないかの確認を事前に当土地改良区までお尋ね下さい。詳しくは、ホームページの申請書手続きをご確認下さい。

維持管理費（賦課金）に係る徴収猶予について

維持管理費（賦課金）について、次の理由に該当する場合、3年を限度として猶予することを定めました。

	徴収猶予理由	徴収猶予期間
1	係争地	3年を限度として組合員が決定（判定）されるまでの期間
2	災害その他の理由により自己の所有に係る財産の全部又は一部について損害を受け、及び損失があったとき。	3年を限度として必要と認められる期間
3	組合員が病気又は事故等の負傷により長期療養を必要とするとき。	3年を限度として必要と認められる期間
4	その他、やむを得ない事情で理事長が特に必要と認めたとき。	3年を限度として必要と認められる期間

徴収猶予を受けようとする組合員は、賦課金徴収猶予申請書（様式については事務局までご連絡下さい。）を事務局まで提出して下さい。

平成30年度維持管理費

1) 維持管理費

（単位：円）

	均等割費 単価10a当り	計画配水割費			合計
		ランク	配水量10a当り	単価10a当り	
ため池	1,350	(A)	0m ³	710	2,060
		(B)	1～400m ³ 未満	1,030	2,380
		(C)	401m ³ 以上	1,350	2,700
井堰掛	1,350	(A)	0m ³	560	1,910
		(B)	1～400m ³ 未満	820	2,170
		(C)	401m ³ 以上	1,080	2,430
天水掛	1,350	(A)	0m ³	2,130	3,480
		(B)	1～1,200m ³ 未満	3,090	4,440
		(C)	1,201m ³ 以上	4,050	5,400
樹園地・畑	1,350	(A)	0m ³	360	1,710
		(B)	1m ³ 以上	520	1,870
濃縮地	1,350			0	1,350

2) 賦課及び徴収方法

土地改良区より各組合員に対し、賦課通知書を発行します。
徴収方法は、原則口座振替または直接納付とします。

3) 納期限

平成30年12月20日（但し、小野市は平成31年1月31日）

4) 維持管理費の対象地

水利権があり、ダム用水が配水可能な農地
（転作田、休耕田等を含みます。）

売買や相続等によって農地の権利を取得したときは…

「加古川西部土地改良区への届出」

が必要です！！

制度の仕組み

届出が必要な者

- ①所有権移転（相続・売買・贈与・交換等）により名義変更された方
- ②農業者年金受給による経営移譲が生じた方
- ③小作権を設定及び解消した方は、
組合員資格得喪通知書の提出が必要です。

届出

届出をされていない場合、従前の所有者に賦課されますので注意してください。

加古川西部土地改良区

土地改良区からのお願い

上記の所有権移転が生じた場合、新所有者は維持管理費（賦課金）の賦課対象となります。
また、従前の所有者が維持管理費を滞納していた場合、その債務は新所有者へ引き継がれます。
(土地改良法第42条権利義務の承継)

大型草刈機の貸出について

兵庫県の北播磨のため池安全安心プロジェクト草刈等省力化推進事業補助金を活用して、地域のため池や土地改良施設の維持管理の管理省力化を図るため、「歩行用クローラ式草刈機」等を購入し、自治会、農会もしくは営農組織等に貸し出しを行っています。

【機械使用料】

①歩行用クローラ式草刈機CG101	刈幅800mm	1日当たり	2,500円
②歩行用クローラ式草刈機CG81	刈幅650mm	1日当たり	2,500円
③ハンマーナイフモアHR662		1日当たり	2,500円
④斜面刈草刈機 AZ851		1日当たり	1,250円



詳しくは、加古川西部土地改良区ホームページをご覧ください。



第39号 発行日 平成30年5月1日

発行者 加古川西部土地改良区 兵庫県加西市上宮木町524-15

TEL : (0790) 49-0915 / FAX : (0790) 49-0916

http://www.kakogawa-west.jp/ E-mail : kakogawaseibu@mtd.biglobe.ne.jp

